

その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

(じゅうみんしゅとうちばけんだいじゅういちせんきょくしゅ)

- 1 政治団体の名称 自由民主党千葉県第十一選挙区支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県茂原市木崎284-10
- 3 代表者の氏名 森 英介
- 4 会計責任者の氏名 坂本 一二三

問合せ先

(担当者) 坂本 一二三

(電話) 0475-26-0200



139560
5/29

定内郵資全額
解後送金
N N N N N N N N

F1 F2 F3 F4 F5 F6
0 L N

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消し
をした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ 政党

☐ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

森 英介

公職の種類

衆議院議員

(現職)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)			56	936	818
① (前年からの繰越額)			8	285	721
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)			48	651	097
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			43	685	468
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))			13	251	350

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額 A			230	000	
員 数					131

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			1	230	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]					0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附			7	210	700	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附			5	130	000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)			13	570	700	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]					0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附					0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)			13	570	700	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）							
政治資金パーティーの名称	金 額				開催 年月日	開催場所 (所在地及び施設名)	備考
	十億	百万	千	円			
自由民主党千葉県第十一選挙区支部第25回政経文化パーティー			260,	000	R5. 12. 11	千葉市美浜区ひび野2-10-3 ホテルグリーンタワー幕張	
こ の 頁 の 小 計			260,	000			
合 計 D			260,	000			

注意 (1) 収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー (特定パーティー) については、本表のほか表(その10)も提出すること。

(2) 20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。

また、あっせんによって20万円超の収入(売上)を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。

(3) 他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党本部	十億	百万	千	円	R6. 4. 30	東京都千代田区永田町1-11-23	
〃		3	000	000	R6. 6. 12	〃	
〃		5	000	000	R6. 10. 10	〃	
〃		20	000	000	R6. 10. 31	〃	
〃		2	000	000	R6. 12. 18	〃	
〃		1	000	000	R6. 12. 25	〃	
〃		2	000	000	R6. 10. 6	千葉県緑区あすみが丘3-51-10	
自由民主党千葉市緑区第一支部			100	000	R6. 10. 6	千葉県美浜区高洲1-9-7-2	
自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部			100	000	R6. 10. 12	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館506	
自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部			100	000	R6. 10. 15	千葉県中央区新田町14-5大野ビル101	
自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部			100	000	R6. 10. 15	八千代市大和田新田310	
自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部			100	000	R6. 10. 15	大網白里市大網155	
自由民主党千葉県大網白里市第一支部			30	000	R6. 10. 15	山武市松尾町田越756-3	
自由民主党千葉県山武市山武郡第二支部			30	000	R6. 10. 15	山武郡横芝光町横芝515	
自由民主党千葉県山武市山武郡第一支部			30	000	R6. 10. 15	白子町剃金2704-2	
自由民主党長生第二支部			30	000			
こ の 頁 の 小 計		33	620	000			
合 計							

(その5)

(５) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党千葉県いすみ市第一支部			30	000	R6. 10. 15	いすみ市大原8654	
自由民主党千葉県東金市第一支部			30	000	R6. 10. 15	東金市田間1-12-12	
自由民主党千葉県勝浦市・夷隅郡第一支部			30	000	R6. 10. 15	勝浦市墨名732	
自由民主党大網白里市支部			10	000	R6. 10. 15	大網白里市清名幸谷2245	
自由民主党長生村支部			20	000	R6. 10. 15	長生村驚156	
自由民主党長南町支部			20	000	R6. 10. 15	長南町長南1300-2	
自由民主党長柄町支部			20	000	R6. 10. 15	長柄町桜谷712	
自由民主党睦沢町支部			20	000	R6. 10. 15	睦沢町川島812	
自由民主党千葉県茂原市第一支部			30	000	R6. 10. 15	茂原市山崎838-3	
自由民主党千葉県支部連合会			600	000	R6. 10. 11	千葉市中央区市場町1-13	
自由民主党千葉県支部連合会			100	000	R6. 10. 15	千葉市中央区市場町1-13	寄附金(交付金)
こ の 頁 の 小 計			910	000			
合 計			34	530			

(その6)

[illegible]

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
千代倉襄治	十億	百万	千	円	R6. 10. 15	木更津市貝渕3-1-24	書道家	
こ の 頁 の 小 計			100,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附			1,130,000					
合 計			1,230,000					

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
山本建設株式会社			100,000	R6. 10. 15	大多喜町中野281	山本茂	
公益財団法人千葉県柔道整復師会			100,000	R6. 10. 15	千葉市中央区末広3-21-6	細谷吉隆	
錦樹園			100,000	R6. 10. 14	千葉市若葉区千城台4-11-7-201	錦織雄介	
白石管工事株式会社			100,000	R6. 10. 15	一宮町一宮8802	白石健司	
ナイスパークチバ推進協議会			100,000	R6. 10. 15	千葉市中央区新宿1-2-3K&T千葉ビル3F	青柳耕一	
医療法人萩仁会 萩原病院			200,000	R6. 10. 15	木更津市東中央2-6-6	萩原甫光子	
株式会社三枝組			100,000	R6. 10. 15	茂原市茂原1310	三枝輝久	
千葉港運倉庫株式会社			693,200		市原市八幡海岸通8	永井隆介	
(内訳)			500,000	R6. 10. 15			
			193,200	R6. 12. 20			
北見畜産有限会社		1,	000,000	R6. 10. 16	市原市石神1263	北見則弘	
有限会社藤代福松商店			500,000	R6. 10. 19	鴨川市貝渚2934	藤代茂和	
日本電機株式会社			600,000		東京都大田区矢口3-2-1	倉持康壽	
(内訳)			300,000	R6. 10. 18			
			300,000	R6. 10. 30			
こ の 頁 の 小 計			3,593,200,	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附							
合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
株式会社畔蒜工務店			200,000	R6. 10. 28	横芝光町木戸10110	畔蒜義文	
株式会社青柳建設			1,000,000	R6. 10. 25	横芝光町横芝2095-1	青柳誠	
株式会社ホテル三日月			200,000	R6. 10. 25	木更津市北浜町1	小高芳宗	
株式会社三日月興発			200,000	R6. 10. 25	木更津市北浜町1	小高芳宗	
株式会社三興			200,000	R6. 10. 25	木更津市北浜町1	小高芳宗	
三日月物産株式会社			200,000	R6. 10. 25	木更津市北浜町1	小高芳宗	
三日月総業株式会社			200,000	R6. 10. 25	木更津市北浜町1	小高芳宗	
千葉港運倉庫株式会社			297,500	R6. 1. 1	市原市八幡海岸通8	永井隆介	自動車無償提供
こ の 頁 の 小 計			2,497,500,				
そ の 他 の 寄 附			1,120,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計			7,210,700,				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄 附 の 内 訳 (政治団体)					寄 附 者 の 区 分		政治団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
動態政経研究会		1	000	000	R6. 10. 3	東京都港区赤坂6-9-5	森英介	
千葉県薬剤師連盟			100	000	R6. 10. 11	千葉市中央区問屋町9-2	杉浦邦夫	
日本弁護士政治連盟			100	000	R6. 10. 15	東京都千代田区霞が関1-1-3	小林元治	
千葉司法書士政治連盟			100	000	R6. 10. 15	千葉市美浜区幸町2-2-1	長谷川秀夫	
全国社会保険労務士会政治連盟			500	000	R6. 10. 15	東京都中央区日本橋本石町3-2-12	柏木弘文	
日本養豚振興政治連盟			200	000	R6. 10. 15	東京都渋谷区代々木2-27-15	香川雅彦	
全国ビルメンテナンス政治連盟		1	000	000	R6. 10. 16	東京都荒川区西日暮里5-12-5ビルメンテナンス会館4階	梶山龍誠	
千葉県宅建政治連盟 南総地区			100	000	R6. 10. 17	千葉市中央区中央港1-17-3	石川公之	地区長 山村真哉
千葉県宅建政治連盟 九十九里地区			100	000	R6. 10. 17	千葉市中央区中央港1-17-3	石川公之	地区長 馬場省三
税理士による森英介後援会			100	000	R6. 10. 17	大網白里市仏島91	安藤正義	
日本酪農政治連盟			500	000	R6. 10. 15	東京都渋谷区代々木1-37-2	木本栄一	
全国旅館政治連盟			200	000	R6. 10. 11	東京都千代田区平河町2-5-5	井上善博	
千葉県歯科医師連盟			150	000	R6. 10. 17	千葉市美浜区新港32-17	尾崎俊郎	
千葉県医師連盟			500	000	R6. 10. 21	千葉市中央区千葉港4-1	入江康文	
こ の 頁 の 小 計		4	650	000				
そ の 他 の 寄 附			480	000	→ ※ 下記注意(2)参照。			
合 計		5	130	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳								
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額				対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
	十億	百万	千	円				
自由民主党千葉県第十一選挙区支部第25回政経文化パーティ			260	000	3	R5.12.11	千葉県美浜区ひび野2-10-3ホテルグリーンタワー幕張	令和5年 ¥14065000 対価 217
この頁の小計			260	000				
合計			260	000				

- 注意(1) この用紙には、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）について記載するものであること。
- (2) 報告書に記載すべき年の前年以前において収受されたものがある場合には、これらのパーティーに係る「備考」欄に、前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払いをした者の数を記載すること。
- (3) 他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表														
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考		
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円 ¹²			
	(1)	人 件	費		12,	975,	624							
	(2)	光 熱 水	費			291,	855							
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品	費		1,	652,	102							
	(4)	事 務 所	費		5,	660,	451							
小 計 ((1)～(4))					20,	580,	032							
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円			
	(1)	組 織 活 動	費		1,	520,	557							
	(2)	選 挙 関 係	費		5,	910,	000							
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			2,	975,	379							
(内 訳)	ア	機関紙誌の発行事業費					0							
	イ	宣伝事業費			2,	975,	379							
	ウ	政治資金パーティー開催事業費					0							
	エ	その他の事業費					0							
	(4)	調 査 研 究	費				0							
	(5)	寄 附 ・ 交 付 金			12,	402,	000		12,	402,	000			
	(6)	そ の 他 の 経 費				297,	500							
小 計 ((1)～(6))					23,	105,	436	うち本部・支部間の交付金合計				12,402,000 円		
合 計					43,	685,	468	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。						

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
電気代	十億	百万	千 円				
			18,999	R6. 1. 19	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都千代田区内幸町1-1-3	
〃			25,656	R6. 2. 19	〃	〃	
〃			20,564	R6. 3. 19	〃	〃	
〃			19,392	R6. 4. 18	〃	〃	
〃			12,651	R6. 5. 20	〃	〃	
〃			10,782	R6. 6. 19	〃	〃	
〃			17,566	R6. 7. 19	〃	〃	
〃			29,178	R6. 8. 20	〃	〃	
〃			19,054	R6. 9. 19	〃	〃	
〃			23,909	R6. 10. 21	〃	〃	
〃			26,509	R6. 11. 20	〃	〃	
〃			19,202	R6. 12. 18	〃	〃	
この頁の小計			243,462				
その他の支出			48,393				
合 計			291,855				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
消耗品費	十億	百万	千円	R6. 2. 14	渡邊紙店	東金市東金1396	
パソコン購入			164,800	R6. 12. 21	ヨドバシカメラ新宿西口店	東京都新宿区西新宿1-11-1	
印刷代			17,600	R6. 9. 10	株式会社 マックス	茂原市小林1976-2	
"			112,200	R6. 10. 28	"	"	
"			17,600	R6. 12. 26	"	"	
ガソリン代			143,045	R6. 3. 25	千葉石油株式会社	茂原市茂原185	
"			130,311	R6. 5. 24	"	"	
"			116,808	R6. 6. 25	"	"	
"			154,808	R6. 9. 10	"	"	
"			154,808	R6. 10. 29	"	"	
"			18,097	R6. 10. 29	"	"	
"			226,094	R6. 11. 28	"	"	
"			24,259	R6. 11. 28	"	"	
この頁の小計			1,291,518				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
ガソリン代	十億	百万	千 円 74,815	R6. 12. 25	千葉石油株式会社	茂原市茂原185	
こ の 頁 の 小 計			74,815				
そ の 他 の 支 出			285,769				
合 計			1,652,102				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
家賃	十億	百万	千	円	R6. 1. 25	有限会社悠々社	茂原市木崎284-10	
〃			300	000	R6. 2. 22	〃	〃	
〃			300	000	R6. 3. 25	〃	〃	
〃			300	000	R6. 4. 25	〃	〃	
〃			300	000	R6. 5. 24	〃	〃	
〃			300	000	R6. 6. 25	〃	〃	
〃			300	000	R6. 7. 25	〃	〃	
〃			300	000	R6. 8. 23	〃	〃	
〃			300	000	R6. 9. 25	〃	〃	
〃			300	000	R6. 10. 25	〃	〃	
〃			300	000	R6. 11. 25	〃	〃	
〃			300	000	R6. 12. 25	〃	〃	
通信費			12	430	R6. 1. 4	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計			3	612				
その他の支出								
合 計								

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
通信費	十億	百万	千	円	R6. 1. 31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
〃			12,109		R6. 5. 31	〃	〃	
〃			10,088		R6. 9. 30	〃	〃	
〃			20,786		R6. 10. 31	〃	〃	
〃			12,307		R6. 10. 31	〃	〃	
〃			12,846		R6. 12. 2	〃	〃	
〃			16,637		R6. 6. 25	高柳加奈子税理士事務所	東京都杉並区成田西2-12-12	
監査報酬			99,790		R6. 3. 25	株式会社全日警	東京都中央区日本橋浜町1-1-12	
セキュリティシステム利用料			44,000		R6. 5. 24	〃	〃	
〃			44,000		R6. 6. 25	〃	〃	
〃			44,000		R6. 9. 10	〃	〃	
〃			44,000		R6. 10. 29	〃	〃	
〃			44,000		R6. 12. 25	〃	〃	
この頁の小計			448,563					
その他の支出								
合 計								

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
NTT放送受信料	十億	百万	千円	R6. 12. 26	NTT千葉放送局	千葉市中央区千葉港5-1	
切手代				R6. 2. 27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
"				R6. 8. 29	"	"	
郵便代				R6. 10. 9	"	"	
"				R6. 10. 22	"	"	
"				R6. 10. 23	"	"	
"				R6. 10. 23	"	"	
"				R6. 10. 23	"	"	
雑費				R6. 10. 5	パッケージプラザタナカ	大網白里市大網464-3	
トイレ汲み取り				R6. 11. 15	セントラル美装株式会社	長生村本郷7362	
この頁の小計							
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (行事費)		
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
会場借り上げ代	十億	百万	千	円	R6. 10. 6	一般財団法人千葉県観光公社サンライズ九十九里	九十九里町真亀4908
〃					R6. 10. 13	〃	〃
この頁の小計			46	200			
その他の支出				0			
合 計			46	200			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(交際費)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
交際費 (食事代)	十億	百万	千	円	R6. 12. 2	割烹 かたおか	茂原市八千代1-17
"			34,797		R6. 12. 19	玉寿司	茂原市高師411-1
この頁の小計			71,097				
その他の支出			350,000				
合 計			421,097				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(渉外費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
会費	十億	百万	千	円	R6.1.5	株式会社千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10	
〃					R6.1.17	千葉県菓子工業組合	千葉市中央区栄町41-3	
〃					R6.1.24	千葉県麺類業生活衛生同業組合	千葉市中央区春日1-22-4	
〃					R6.2.24	咲光映の会	長生村一松成2728	
〃					R6.3.8	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	
〃					R6.6.23	勝浦市神社総代会	勝浦市勝浦1	
〃					R6.11.4	千葉県理容生活衛生同業組合	千葉市中央区春日1-22-4	
〃					R6.11.20	自由民主党千葉県参議員選挙区第四支部	千葉市中央区市場町2-13千葉自由民主会館301	
〃					R6.11.25	自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部	千葉市美浜区高洲1-9-7-2	
〃					R6.12.23	千葉県理容生活衛生同業組合	千葉市中央区春日1-22-4	
この頁の小計								
その他の支出								
合 計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (組織活動費)
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
	十 億 百 万 千 円						
こ の 頁 の 小 計			0				
そ の 他 の 支 出			2,060				
合 計			2,060				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(選挙対策費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
政見放送ビデオ制作費	十億 百万 千 円 850,000	R6.10.15	千葉テレビ放送株式会社	千葉市中央区都町1-1-25		
この頁の小計	850,000					
その他の支出	0					
合 計	850,000					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (公認推薦料)
		☐ 1 組織活動費	☐ 6 その他の事業費				
		☒ 2 選挙関係費	☐ 7 調査研究費				
		☐ 3 機関紙誌の発行事業費	☐ 8 寄附・交付金				
		☐ 4 宣伝事業費	☐ 9 その他の経費				
		☐ 5 政治資金パーティー開催事業費					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
候補者の選挙活動資金	十億 百万 千 円 5,000,000	R6.10.14	森英介	東京都目黒区中町2-15-3			
この頁の小計	5,000,000						
その他の支出	0						
合 計	5,000,000						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (備品提供)
		☐ 1 組織活動費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
備品無償提供	十億	百万	千	円	R6. 10. 14	森英介	東京都目黒区中町2-15-3 無償提供
こ の 頁 の 小 計			60,000				
そ の 他 の 支 出			0				
合 計			60,000				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (宣伝事業費)
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
広報版材料費	十億 百万 千 円 389,400	R6.10.29	株式会社トモエ	埼玉県八潮市大曽根418			
印刷代	2,585,979	R6.11.15	株式会社けやき舎	東京都府中市住吉町4-30-1 森田ハイツ101			
この頁の小計	2,975,379						
その他の支出	0						
合 計	2,975,379						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(寄附・交付金)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
交付金	十億	百万	千	円	R6. 10. 11,	自由民主党九十九里町支部, 九十九里町田中荒生1529-11,	
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党大多喜町支部, 大多喜町下大多喜1219,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党山武市山武支部, 山武市横田1024,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党御宿支部, 御宿町岩和田1010,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党成東支部, 山武市富田トの480,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党山武市松尾支部, 山武市松尾町谷津412,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党横芝光町横芝支部, 横芝光町木戸台1377,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自民党睦沢町支部, 睦沢町川島812,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党一宮町支部, 一宮町東浪見2510,		
〃			200,000,	R6. 10. 11,	自由民主党千葉県山武市山武郡第二支部, 山武市松尾町田越756-3,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党白子町支部, 白子町驚80,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党長南町支部, 長南町長南1300-2,		
〃			300,000,	R6. 10. 11,	自由民主党芝山町支部, 芝山町大台2535-7,		
この頁の小計		3,800,000,					
その他の支出							
合 計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(寄附・交付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
交付金	十億	百万	千	円	R6. 10. 11	自由民主党長柄町支部	長柄町力丸998	
〃			300	000	R6. 10. 11	自由民主党長生村支部	長生村鷺156	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党千葉県山武市山武郡第二支部	山武市松尾町田越756-3	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党千葉県大網白里市第一支部	大網白里市大網155	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党千葉県いすみ市第一支部	いすみ市大原8654	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党千葉県山武郡第一支部	横芝光町横芝515	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党千葉県茂原市第一支部	茂原市山崎838-1	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党千葉県東金市第一支部	東金市田間1-12-12	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党千葉県勝浦市・夷隅郡第一支部	勝浦市墨名732	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党千葉県長生郡第二支部	白子町剱金2704-2	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党大網白里市支部	大網白里市清名幸谷2245	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党東金市支部	東金市田間1-12-12	
〃			500	000	R6. 10. 11	自由民主党いすみ市支部	いすみ市大原8654	
この頁の小計			6	100	000			
その他の支出								
合 計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費	☐ 2 選挙関係費	☐ 3 機関紙誌の発行事業費	☐ 4 宣伝事業費		☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費	☐ 7 調査研究費
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
交付金	十億	百万	千	円	R6. 10. 11,	自由民主党勝浦市支部,	勝浦市墨名732,		
"					"	自由民主党茂原市支部,	茂原市下太田194-4,		
"					"	自由民主党横芝光町光支部,	横芝光町宮川2373,		
"					R6. 12. 18,	自由民主党千葉県支部連合会,	千葉市中央区市場町2-13,		
この頁の小計									
その他の支出									
合 計									

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (その他の経費)
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☒ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
金銭以外のものによる寄附相当分	十億 百万 千 円 297,500	R6.1.1	千葉港運倉庫(株)	市原市八幡海岸通8番地	自動車無償提供		
この頁の小計	297,500						
その他の支出	0						
合 計	297,500						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	十億	百万	千	円	R6. 10. 11	自由民主党九十九里町支部	九十九里町田中荒生1529-11	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党大多喜町支部	大多喜町下大多喜1219	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党山武市山武支部	山武町横田1024	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党御宿支部	御宿町岩和田1010	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党成東支部	山武市富田トの480	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党山武市松尾支部	山武市松尾町谷津412	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党横芝光町横芝支部	横芝光町木戸台1377	
〃			300,000		R6. 10. 11	自民党睦沢町支部	睦沢町川島812	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党一宮町支部	一宮町東浪見2510	
〃			200,000		R6. 10. 11	自由民主党千葉県山武市山武郡第二支部	山武市松尾町田越756-3	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党白子町支部	白子町驚80	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党長南町支部	長南町長南1300-2	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党芝山町支部	芝山町大台2535-7	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党長柄町支部	長柄町力丸998	
〃			300,000		R6. 10. 11	自由民主党長生村支部	長生村驚156	
こ の 頁 の 小 計		4,400,000						
合 計								

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	十億	百万	千	円	R6. 10. 11	自由民主党千葉県山武市山武郡第二支部	山武市松尾町田越756-3	
〃			500,000		R6. 10. 11	自由民主党千葉県大網白里市第一支部	大網白里市大網155	
〃			500,000		R6. 10. 11	自由民主党千葉県いすみ市第一支部	いすみ市大原8654	
〃			500,000		R6. 10. 11	自由民主党千葉県山武郡第一支部	横芝光町横芝515	
〃			500,000		R6. 10. 11	自由民主党千葉県茂原市第一支部	茂原市山崎838-1	
〃			500,000		R6. 10. 11	自由民主党千葉県東金市第一支部	東金市田間1-12-12	
〃			500,000		R6. 10. 11	自由民主党千葉県勝浦市・夷隅郡第一支部	勝浦市墨名732	
			500,000		R6. 10. 11	自由民主党千葉県長生郡第二支部	白子町剃金2704-2	
			500,000		R6. 10. 11	自由民主党大網白里市支部、	大網白里市清名幸谷2245	
			500,000		R6. 10. 11	自由民主党東金市支部	東金市田間1-12-12	
			500,000		R6. 10. 11	自由民主党いすみ市支部	いすみ市大原8654	
			500,000		R6. 10. 11	自由民主党勝浦市支部	勝浦市墨名732	
			500,000		R6. 10. 11	自由民主党茂原市支部	茂原市下太田194-4	
			300,000		R6. 10. 11	自由民主党横芝光町光支部	横芝光町宮川2373	
			1,202,000		R6. 12. 18	自由民主党千葉県支部連合会	千葉市中央区市場町2-13	
こ の 頁 の 小 計			8,002,000					
合 計			12,402,000					

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳	項目別区分	(該当する項目に☑)			
		☐ ア 土地	☐ エ 動産	☐ キ 有価証券	☐ コ 敷金
		☐ イ 建物	☐ オ 預金等	☐ ク 出資	☐ サ 施設利用権等
		☐ ウ 地上権等	☐ カ 金銭信託	☐ ケ 貸付金	☒ シ 借入金
摘 要	金 額	年 月 日	備 考		
	十億 百万 千 円				
森 英介	6,450,000				
こ の 頁 の 小 計	6,450,000 /				
合 計	6,450,000 /				

注意 (1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
☒ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 28 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第十一選挙区支部

会計責任者の氏名 坂本 一二三



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和7年5月27日

自由民主党千葉県第十一選挙区支部

代表 森 英介 殿

登録政治資金監査人 高柳 加奈子

登録番号 第 5980 号

研修修了年月日 令和5年1月26日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第十一選挙区支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると私が判断したことにより、登録政治資金監査の事務所（東京都杉並区成田西2丁目12番地12号）において行った。なお、私は会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認している。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党千葉県第十一選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上